

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	事故時の措置命令	
根拠法令・条項	ダイオキシン類対策特別措置法第23条第3項	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	ダイオキシン類対策特別措置法第23条第1項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る特定事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認められるとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・弁 明</span>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	